指定看護小規模多機能型居宅介護事業所「とうか」

重要事項説明書

1、(事業の目的)

医療法人社団英明会が開設する看護小規模多機能型居宅介護「とうか」(以下「事業所」といいます。)が行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業(以下「事業」といいます。)は要介護者の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、通い、宿泊、訪問等を柔軟に組み合わせ、その他の日常生活上の世話及び看護職員による医療処置や機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助等を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。

2、(運営の方針)

一、事業所の職員は、通いを中心として要介護者の様態や希望に応じ、随時訪問や宿泊を組み合わせサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとします。

二、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

三、事業所のサービス提供にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定看護小規模多機能型居宅介護計画(以下、「看護小規模多機能型居宅介護計画」といいます。)に基づき、あらかじめ利用者またはその家族に対し、分かりやすく説明します。

四、利用者が通いサービスを利用していない日においては可能な限り訪問サービスの提供や電話による見守り等を行い、生活を支えるための適切なサービスを提供します。

五、職員の教育研修を重視します。

六、正当な理由なく、指定看護小規模多機能型居宅介護(以下「看護小規模多機能型居宅介護」といいます。)の提供を拒まないものとします。

3、(事業所の概要)

一、　名称等

名　　称	指定看護小規模多機能型居宅介護　とうか
所　在　地	静岡県袋井市久能　２５１６－２
電　話　番　号	０５３８－４５－３３８８
法人種別及び名称	医療法人社団 英明会
代表者職氏名	理事長　鳥居 英文(とりい ひでふみ)
管理者氏名	久野　福美(くの　ふくみ)
介護保険事業所番号	２２９７３００００８５
指定年月日	平成３０年　７月　１日
サービスを提供する通常の実施地域	袋井市全域

二、職員の職種、員数及び職務内容

管理者	１名(常勤１名　兼務) 保有資格(看護師) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する。
介護支援専門員	１名(常勤１名　兼務) 保有資格(介護支援専門員、介護福祉士) 介護支援専門員は、登録者にかかる居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画、(以下「居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画」といいます。)の作成にあたる。
看護職員	５名(常勤５名) 保有資格(看護師) 看護職員は登録者の健康状態を把握し、主治医の指示のもとに医療行為や関係医療機関との連携を行う。
介護職員	9名（常勤2名、非常勤7名） 保有資格(介護福祉士・理学療法士等) 介護従業者は登録者の居宅を訪問して指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するとともに、事業所において通い及び宿泊の利用者に対し指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する。

三、営業日及び営業時間等

営　業　日	１年を通じて毎日営業。（休業日は設けない。）
営業時間	通　常　　8:30～17:30まで。 通いサービス　　9:00～16:00まで。 宿泊サービス　16:00～9:00まで。 訪問サービス　24時間対応。
連絡方法	電話番号　0538-45-3388　（24時間対応。）

４、（実施区域及び登録定員、利用定員）

当事業所における利用定員は次のとおりとする。

一　登録定員　　２９名

二　通いサービス　１８名

三　宿泊サービス　　９名

５、（看護小規模多機能型居宅介護計画の作成）

１　事業所の介護支援専門員は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の開始に当たり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

２　指定看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、以下の点に留意して行う。

一　地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、次条第１項に掲げるサービスを柔軟に組み合わせることとする。

二　利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮する。

三　看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者への医療行為・機能訓練等及びその者が日常生活を営むことができるよう心要な援助を行うこととする。

四　登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供することとする。

6、（指定看護小規模多機能型居宅介護の内容）

1　指定看護小規模多機能型居宅介護の内容は、次のとおりとする。

一　通いサービス　事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や主治医の指示のもとに医療行為・機能訓練等を行う。

二　宿泊サービス　事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や主治医の指示のもと医療行為・機能訓練等を行う。

三　訪問サービス　利用者の居宅において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や主治医の指示のもと医療行為・機能訓練等を行う。

2　サービスの提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。

3　短期利用について、看護小規模多機能型居宅介護登録前の試験的利用及び医療的ケアが必要で通常の短期利用が難しい場合により、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用し、短期間の間指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する。

7、（指定看護小規模多機能型居宅介護の利用料）

1　指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定看護小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、本人負担分の額とする。

自己負担１割の場合

	サービス費	医療優先の場合	ショートステイ
要介護１	１２，４４７単位	１１，５２２単位	５７１単位
要介護２	１７，４１５単位	１６，４９０単位	６３８単位
要介護３	２４，４８１単位	２３，５５６単位	７０６単位
要介護４	２７，７６６単位	２５，９１６単位	７７３単位
要介護５	３１，４０８単位	２８，４９４単位	８３９単位

１単位＝10.17円（袋井市）

自己負担２割の場合

	サービス費	医療優先の場合	ショートステイ
要介護１	２４，８９４単位	２３，０４４単位	１，１４２単位
要介護２	３４，８３０単位	３２，９８０単位	１，２７６単位

要介護３	４８，９６２単位	４７，１１２単位	１，４１２単位
要介護４	５５，５３２単位	５１，８３２単位	１，５４６単位
要介護５	６２，８１６単位	５６，９８８単位	１，６７８単位

１単位＝10.17円（袋井市）

自己負担３割の場合

	サービス費	医療優先の場合	ショートステイ
要介護１	３７，３４１単位	３４，５６６単位	１，７１３単位
要介護２	５２，２４５単位	４９，４７０単位	１，９１４単位
要介護３	７３，４４３単位	７０，６６８単位	２，１１８単位
要介護４	８３，２９８単位	７７，７４８単位	２，３１９単位
要介護５	９４，２２４単位	８５，４８２単位	２，５１７単位

１単位＝10.17円（袋井市）

２　主な加算サービス

一　初期加算：30単位/日

二　認知症加算（Ⅲ）：760単位　　認知症加算（Ⅳ）：460単位

三　退院時共同指導加算：600単位/１回ないし２回限り。

四　緊急時対応加算：774単位

五　特別管理加算（Ⅰ）：500単位　　（Ⅱ）：250単位

六　ターミナルケア加算：2、500単位

七　総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）：800単位

八　介護職員処遇改善加算（Ⅳ）

３　次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

一　食事代　朝食４００円、昼食６５０円、夕食６００円、おやつ１００円
　希望者のみ特別食（行事食）８００円、療養食1食に付100円別途徴収
　配食代：昼食６５０円（おかずのみ５５０円）夕食６００円（おかずのみ
　４５０円）主食のみ１食100円（お粥も可）

二　宿泊費　１日につき２，５００円とする。（例１泊２日の場合２日分徴収）

三　前各号に掲げるもののほか、指定看護小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用について、実費を徴収する。実費については自己負担料金一覧表（別紙参照）で提示する。

４　前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名）を受けることとする。

8、（サービス利用に当たっての留意事項）

サービスの提供に当たっては、利用者に以下の点に留意していただくものとする。

一　サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等を中止する場合があること。

二　利用日当日に欠席をする場合には前日もしくは当日午前８時３０分までに事業所に連絡をしていただくこと。

三　サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあること。

9、（緊急時等における対応方法）

1　事業所の職員は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2　主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

10、（事故発生時の対応）

1　当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2　当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3　当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

11、（苦情処理）

当事業所は、自ら提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

12、（非常災害対策）

1　事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

非常災害対策に関する担当者（看護師：久野福美、木野陽子、内藤美智子）

2　災害発生が予想される場合及び災害発生時は防災マニュアルに沿って対応する。

3　定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：（毎年２回　６月・１１月）

13、（感染症予防と対策）

当事業所のサービス提供において感染症が発生し、または蔓延しないように次に揚げる措置を講じます。

1　事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する会議をおおむね6ヶ月に1回以上開催し、その結果について職員に周知徹底しています。

2　事業所における感染症の予防及び蔓延防止のためのマニュアルや業務継続計画を整備し、職員に対し研修及び訓練を実施します。

14、（運営推進会議）

1　当事業所の行う指定看護小規模多機能型居宅介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

2　運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者及び看護小規模多機能型居宅介護についての知見を有する者とする。

3　運営推進会議の開催はおおむね2月に1回以上とする。

4　運営推進会議は通いサービス、宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

15、（虐待防止）

当事業所は、事業所の定める虐待防止規定にのっとり、利用者の権利を擁護し、事業の適正な運営を図るとともに、虐待の早期発見及び通報義務を行い利用者の人権を保護し、健全な支援を提供するものとする。

16、（身体拘束）

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、利用者やその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、必要最低限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の

内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録します。
また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

17、（ハラスメント防止）

当事業所は、事業所の定めるハラスメント防止規定にのっとり、職員が働きやすい環境の実現に取り組むと同時に、利用者と互いに良好な関係を築けるよう努めるものとする。

18、（その他運営に関する留意事項）

1　当事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一　採用時研修 採用後３か月以内

二　継続研修 年３回

2　第三者評価を実施し、運営及びサービス提供に反映させていく。

3　職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4　当事業所は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

5　業務継続計画の策定等について

一　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

二　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

三　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

6　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団英明会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

19、相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

看護小規模多機能型	電話番号　：0538-45-3388

居宅介護 とうか	ﾌｧｯｸｽ番号：0538-45-3389 相 談 員　：久野　福美 対応時間　：8:30～17:00

公的機関においても、次の機関において苦情申し出等ができます。

市区町 介護保険相談窓口	相談窓口　：袋井市　保険課　介護保険係 電話番号　：0538-44-3152
静岡県国民健康保険 団体連合会(国保連)	相談窓口　：業務部　介護苦情相談係 電話番号　：054-253-5590 ﾌｧｯｸｽ番号　：054-253-5589 利用時間　：9:00～17:00

年　　月　　日

(事業者)

看護小規模多機能型居宅介護支援の提供にあたり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地　静岡県袋井市久能２５１６番地２
名　称　医療法人社団英明会
　　看護小規模多機能型居宅介護　とうか

説明者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

(利用者)

この説明により、看護小規模多機能型居宅介護支援に関する重要事項の説明を受けました。

住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

(代理人)

住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

自己負担料金一覧表　　看護小規模多機能型居宅介護とうか　　2026年

食　費	朝食(400円)　昼食(650円)　夕食(600円) おやつ(100円)　主食のみ(100円)					
居室代	1日(2,500円)			とろみ剤	1食分(100円)	
洗濯代	1回(300円)			スポンジブラシ	1本(50円)	
ＴＶ代	1日(100円)			箱ティッシュ	1箱(100円)	
オムツ類	リハビリパンツ1枚(100円)　テープ式オムツ1枚(100円) 大パット1枚(70円)　小パット1枚(40円)					
おしりふき	1袋(300円)					
衛生材料	パーミロール10ｃｍ幅（525円）　パーミロール5ｃｍ幅(294円) ハイドロサイト　大　1枚（346円）　ハイドロサイト　小　1枚(295円) ステリストリップ　1パック(220円)					
エンゼルケア	10,000円					

※物品は基本、各自でご準備をお願いしております。持参品が不足した場合や準備が難しい物品に限り、とうかから払い出しという形で提供いたします。

※価格は物価(販売価格)の変動により、変更されることもあります。その際は事前にご報告させていただきます。ご了承ください。